

愛川町議会基本条例解説

愛川町条例第8号

愛川町議会基本条例

平成23年6月15日 公布

平成24年12月18日 改正

平成29年6月14日 改正

目次

前文

第1章 総則（第1条・第2条）

第2章 議会及び議員の活動原則（第3条—第7条）

第3章 町民参加を基本とした議会運営（第8条—第10条）

第4章 町長等と議会の関係（第11条—第14条）

第5章 議会及び議会事務局の体制整備等（第15条—第17条）

第6章 議員の身分、待遇及び政務活動費（第18条・第19条）

第7章 補則（第20条）

附則

（前文）

地方分権が推進される中、愛川町議会が果たすべき役割は、ますます大きくなってきています。執行機関である愛川町長と二代表制の下、ともに健全な緊張関係を維持しながら、行政の監視、評価を行い、意思決定機関としての議会が持つ力をこれまで以上に発揮しなければなりません。また、急速に広がる情報社会の中で、議会活動に関する情報を広く町民に知らせる必要があります。

私たち議会は、愛川町民から直接選挙された議員として、その負託に応えるため、積極的に活動していかなければなりません。住民自治の原点に立ち、議員一人一人がさらに政策立案能力を身に付け、意識改革に取り組み、資質の向上を図ることが大切です。

以上のことから、愛川町自治基本条例で定める「議会の責務」をより明確にし、「広く町民の声を聴く議会」「町民とともに歩む議会」「町民参加を基本とする開かれた議会」の視点に立った議会の最高規範として、この愛川町議会基本条例を制定します。

【趣 旨】

本条例を制定するにあたり、背景、目的、精神を述べたものです。

(解 説)

平成 12 年の地方分権一括法の施行により、地方自治体の権限と責任は拡大し、議会の果たすべき役割や責務は一層大きくなっていることから、二元代表制の下、行政の監視、評価を行うとともに、意思決定機関としての議会が持つ力をこれまで以上に発揮し、議会活動に関する情報を広く町民に知らせる必要があることから、愛川町自治基本条例で定める「議会の責務」をより明確にし、「広く町民の声を聴く議会」「町民とともに歩む議会」「町民参加を基本とする開かれた議会」の視点に立った議会を目指すため、議会の最高規範として、この愛川町議会基本条例を制定することを示しています。

※ 地方分権とは、国の権限や財源を地方に移し、住民に身近なことはできるだけ市町村や県が行うことができるよう国と地方公共団体との役割を分担することをいいます。

※ 二元代表制とは、地方自治体において執行機関である首長と議事機関である議会を構成する議会議員双方を、住民が直接選挙で選ぶ制度のことをいい、それぞれが、町民の代表機関としてその役割を担い、相互の抑制と均衡によって適切な緊張関係を保ちつつ調和を図る制度のことです。

第 1 章 総則

(目的)

第 1 条 この条例は、愛川町議会（以下「議会」という。）及び愛川町議会議員（以下「議員」という。）の活動の活性化と充実のために必要な議会運営の基本事項を定めることにより、愛川町民（以下「町民」という。）の参加を基本とする開かれた議会を実現し、活力あるまちづくり及び町民福祉の向上に資することを目的とする。

【趣 旨】

本条は、議会としての目的を明記し、議会が担う役割、議会運営の基本的事項を定めることにより、「町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、活力あるまちづくりと町民福祉の向上に資する」という条例の制定目的を規定するもので、本条例全体の解釈・運用の指針となります。

(解 説)

- 1 この条例の目的が、町民参加を基本とする開かれた議会を実現し、活力あるまちづくりと町民福祉の向上に資することであることを規定したものです。

(最高規範性)

第2条 この条例は、議会運営における本町の最高規範であり、議会運営に関する他のいかなる条例、規則等もこの条例の理念に従うものでなければならない。

【趣 旨】

本条は、本条例が議会運営に関する最上位の規範であることを規定したものです。

(解 説)

- 1 この条例を、議会における最高規範として位置付け、議会に関する条例などを制定・改正する場合などには、この条例の趣旨を尊重した運用を行っていくことを規定したものです。

第2章 議会及び議員の活動原則

(議会の運営原則と責任)

- 第3条 議会は、町民を代表する意思決定機関であることを常に自覚するとともに、町民の多様な意見を把握し、これを町政に反映させるよう努めなければならない。
- 2 議会は、町の施策及び事業が効率的かつ適正に実施されているかを監視及び評価しなければならない。
 - 3 議会は、この条例に定めるもののほか、地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）及び議会関係法規に基づき運営するものとする。

【趣 旨】

本条は、議会の運営原則と責任について明記し、議会が町民を代表する意思決定機関であること、町の施策等を監視・評価しなければならないことなど、その運営の基本的な考え方、方針を規定したものです。

(解 説)

- 1 議会が住民代表であることを自覚し、町民の多様な意見や関心事を把握し、町政に反映させることを規定したものです。
- 2 二元代表制の観点から、町の事務事業を監視し、予算・決算審議等を経て評価することを規定したものです。
- 3 本条例のほか地方自治法、議会関係法規等に基づき議会を運営することを規定したものです。

(議員の使命及び政治倫理)

第4条 議員は、町民全体の代表者として、自己の地位に基づく影響力を常に自覚し、議会の品位と信頼を損なうことのないよう、高い倫理性をもって行動しなければならない。

- 2 議員の政治倫理に関する事項は、別に定める。
- 3 議員は、日常の調査及び研修活動を通じて、自ら資質の向上に努め、町民の負託に応えなければならない。

【趣 旨】

本条は、町民全体の代表者である議会議員の行動及び資質の向上について規定したものです。

(解 説)

- 1 議会の活動は多様であり、議員の地位を悪用した不正な口利きなどをしないことなど、町民から疑惑を招くことのないよう議会の品位と信頼を損なわないように議員活動を行っていくことを規定したものです。
- 2 第2項に規定されている「議員の政治倫理」については、平成29年10月1日から施行した「愛川町議会議員の政治倫理規程」の趣旨に沿って、さらなる議員の政治倫理の確立を図り、公正で民主的な町政の発展に寄与することを規定したものです。
- 3 日常の議員活動は、現実問題として地域などの個別的な課題に取り組むこともあるが、議員は公選で選ばれた町民の代表者であり、このことを十分認識して議員活動を行わなければならない。よって、議会を構成する一議員として、町民・町政の課題を的確に把握し、また社会情勢の変化や国・世界の動向等を迅速に掴むなど、議員の資質向上に努め、町民の負託に応える

ことを規定したものです。

(会派)

第5条 議員は、議会活動を円滑に行うため、基本的な政策理念を共有する者同士で、会派を結成することができる。

- 2 会派は、2人以上の議員により構成しなければならない。
- 3 会派は、構成する議員の意見を尊重し、合意形成に努めなければならない。
- 4 会派は、政務活動を積極的に行い、議会活動の活性化に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、これまで円滑な議会活動を行う上で重要な役割を果たしてきた会派制について、その結成や構成、構成議員間の合意形成、政務活動など、会派に関することを規定したものです。

(解 説)

- 1 平成5年から行っている会派制の意義を踏まえ、会派の結成を行うことができるよう規定したものです。
- 2 会派の結成に伴う構成議員の人数を規定したものです。
- 3 会派内の構成議員の政策の考えを尊重し、合意形成に努めることを規定したものです。
- 4 愛川町議会政務活動費の交付に関する条例（平成18年3月28日条例第23号）に基づき、議員又は会派間において政務活動を行い、議会審議の充実と活性化に努めることを規定したものです。

(自由討議による合意形成)

第6条 議長は、議会が言論の府であることを十分に認識し、議員相互間の自由討議を積極的に活用した運営に努めなければならない。

- 2 議会は、委員会等において、議員相互間の自由討議により、議論を尽くして合意形成に努めなければならない。
- 3 議員は、前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、条例、意見書等の議案の提出、政策提案を積極的に行うよう努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、自由討議による合意形成を明記し、審議・審査において、結論を出す場合にあっては、多数決による合意形成ではなく、議員間の自由討議を行い、合意形成に向けて議員相互間の論議を尽くすよう努力を規定したものです。

(解 説)

1 議長は、議会が言論の府であるとの原則から、議会の会議は議員間の自由討議を積極的に活用した議会運営を行うことを規定したものです。

※ 言論の府とは、議会における全ての問題は言論によって決められることです。

2 議会には、その意思決定過程において、多様な意見を反映できる討議という機能があるが、これは二代表制の一方の町長は1人のため、なし得ない機能です。

討議機能をもつ議会の役割が重要なのは、議会には賛否両論の意見があることから、選択肢が1つでも議会では事案が多面的に検討され理解を深めることができます。町民の代表として様々な意見を表明し、反論、同調という過程を経て一つの結論をだすために、合意形成をしていくことが本質的な役割と考えて規定したものです。

3 前2項による議員相互間の自由討議を拡大するため、条例・意見書等の議案の提出や政策提案を積極的に行うよう規定したものです。

※ ここでいう委員会等とは、法定委員会（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）及び任意の委員会です。

※ 議会運営委員会とは、円滑な議会の運営を期すため、議会運営の全般について協議し、意見調整を図るための委員会です。

※ 常任委員会とは、本町の事務に関する調査及び議案、請願、陳情等の審査を行う委員会のことです。本町での常任委員会は、総務建設常任委員会と教育民生常任委員会の他に、議会の広報広聴活動の推進のための調査研究を専門で行う広報広聴常任委員会（平成29年10月24日設置）があります。

※ 特別委員会とは、議会運営委員会及び常任委員会のほかに、特定の事案を審査する委員会のことです。

(委員会の充実強化)

第7条 議会は、委員会を議案、請願等の審査のほか、政策立案のための機関として位置付け、社会経済情勢等を踏まえ、町政の課題に適切かつ迅速に対応するため、調査研究に努めなければならない。

2 議会は、必要があると認めるときは、委員会において各分野の専門家等から意見を聴くことができる。

【趣 旨】

本条は、委員会の充実・強化に関することを明記し、議案・請願等の審査以外に、委員会の調査研究等について規定したものです。

(解 説)

1 委員会には、議会の運営等について調査、審査を行う「議会運営委員会」をはじめ、予算・決算、条例関係議案や請願・陳情の審査などを行う「総務建設常任委員会」及び「教育民生常任委員会」、議会の広報広聴活動を推進する「広報広聴常任委員会」、特定の事件を審査するために、その都度設置される「特別委員会」がありますが、これらの委員会が、町政の課題に適切かつ迅速に対応できる機関として機能するよう、それぞれの委員会を、政策立案のための機関として位置付けるものです。

2 委員会において様々な諸課題に対し、研究・協議・検討を行う際に、議論をより充実させるために各分野の専門家等の意見を聴くことができることを規定したものです。

※ ここでいう委員会とは、法定委員会（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）のことです。

※ 請願・陳情とは、国または地方公共団体の機関に対し希望を述べることです。

第3章 町民参加を基本とした議会運営

(情報の公開及び提供)

第8条 議会は、町民参加による開かれた議会を実現するため、議会情報の積極的な公開及び提供に努めなければならない。

2 議会の本会議、委員会は、原則として公開するものとする。

3 議会は、インターネット、議会だより等多様な広報媒体を活用して、議会情報の積極的な提供に努めなければならない。

【趣 旨】

本条は、開かれた議会・情報共有という観点から、規定したものです。

（解 説）

- 1 議会として、町民に対し議会情報の積極的な公開及び提供に努める姿勢を規定したものです。
- 2 本会議・委員会の公開（傍聴）を原則認めるため規定したものです。

※ 本会議：議場で行う会議のことです。

※ 委員会：法定委員会（議会運営委員会・常任委員会・特別委員会）のことです。

- 3 住民との情報の共有という観点から、議会の活動をインターネット・議会だより等の多様な広報媒体を用いて情報の提供に努めるために規定したものです。

これまで発行してきている議会だよりに加え、平成 22 年第 3 回（9 月）議会から開始したインターネットによる議会本会議のライブ中継等を継続・充実していくことを規定したものです。

- 4 本条に規定する広報広聴に関する事項を調査するため、平成 29 年 10 月 24 日に「広報広聴常任委員会」を設置しました。

（議会への町民参加）

第 9 条 議会は、請願及び陳情を町民等による政策提案として位置付け、審議に当たっては、必要に応じて提出者又は専門家の意見を聴くことができる。

【趣 旨】

本条は、議会への町民参加という観点から規定したものです。

（解 説）

- 1 委員会条例に規定している（参考人制度）とは異なり、請願・陳情提出者や各分野における専門家の説明や意見を聞く機会を設けることができるように規定したものです。

※ 参考人とは、委員会がその調査又は審査のために必要があると認めるときに、その出席を求め、これに応じて委員会に出席して意見を述べる者のことです。

(意見交換会)

第10条 議会は、町民等の意見を議会運営に反映させるため、町民、自治会及び各種団体との意見交換会を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、議会への町民参加（協働）という観点から規定したものです。

(解 説)

- 1 町民等への説明責任と町民等の意見を議会運営に反映させるため、議会が町民・自治会・各種団体との意見交換会を行うことを規定したものです。
- 2 本条に規定する広報広聴に関する事項を調査するため、平成29年10月24日に「広報広聴常任委員会」を設置しました。

第4章 町長等と議会の関係

(町長等と議会の関係)

- 第11条 議員と町長は、いずれも町民の直接選挙で選ばれたことを認識し、健全な緊張関係を維持するとともに、協力し合うことを常に意識しなければならない。
- 2 議会の本会議及び委員会における議員の質問又は質疑（以下「質問等」という。）は、広く町政上の論点、争点を明確にするため、一問一答方式で行うことができる。
 - 3 議長から本会議及び委員会への出席を要請された町長等は、議長又は委員長の許可を得て、議員の質問等に対して、趣旨を確認するための発言をすることができる。

【趣 旨】

本条は、二元代表制の観点から、町長等と議会及び議員の関係について、緊張・協力関係、一問一答、確認の発言について規定したものです。

(解 説)

- 1 自治体は、二元代表制により町長と議会がともに町民を代表し、相互の牽制と均衡によりお互いを抑制する体制をとっていますが、ここでの緊張関係は両者の対立を意味するものではなく、両者はその目的が町民福祉の向上のために緊張感を持ち続け、また協力しあってそれぞれの責務を果たすことを規定したものです。

2 一般質問・総括質疑において平成 14 年から始めた一問一答方式について規定したものです。

本町でも平成 24 年 3 月に、議場内に「質問席」を設置し、論点を分かりやすくするために、一般質問等において、一問一答方式を採用しています。

現在は、本会議における一般質問、総括質疑、委員会における質疑で一問一答方式が行われています。

3 現在の議会では、議員から町長等への質問や議案の不明確な部分を尋ねる質問等について定めたものはありますが、町長等から議員へ質問等をする規定はありません。しかし、実際の議会の議論の中では、議員の質問の趣旨等が不明確な場合も考えられます。質問の趣旨が不明確なまま若しくは質問等の意図がわからないまま答弁をすることはできないので、本会議、常任委員会及び特別委員会において、町長等は議員の質問等に対して、発言の趣旨を確認するための発言ができることを規定したものです。

(議会の議決事項)

第 12 条 法第 96 条第 2 項に規定する議会の議決事項は、本町における総合的かつ計画的な町政運営を行うための基本構想及びこれに基づく基本計画(以下「総合計画」という。)の策定に関することとする。

【趣 旨】

本条は、議会の議決事項を明記し、地方自治法第 96 条第 2 項で議会の機能を強化するために条例で議決すべき事項を追加することができることから、重要な計画等を議決事項に追加することを規定したものです。

(解 説)

1 総合計画における基本構想は、地方自治法第 2 条第 4 項で議決事項として規定されていましたが、平成 23 年 5 月に地方自治法の一部改正に伴い、基本構想の策定義務が撤廃されたことにより、本条例において、基本構想及び基本計画(実施計画は除く)を議決事項として追加規定したものです。

※ 地方自治法第 96 条第 2 項

普通地方公共団体は、条例で普通地方公共団体に関する事件(法定受託事務に係るものを除く。)につき議会の議決すべきものを定めることができる。

(重要施策の審議及び説明)

第13条 議会は、町政運営における最上位計画である総合計画の策定又は変更については、特別委員会を設置し、これを調査、審議するものとする。

2 町長は、町政の各分野における基本的な計画等の重要施策を策定又は変更するときは、その内容をより明確にするため、資料を提出し、分かりやすい説明を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、重要施策の審議と説明を明記し、総合計画（基本構想及び基本計画）については、町民・議会及び町の三者の協働により策定するため、議会に特別委員会を設置し、調査・審議することとしたものです。

また、町長が町政の各分野における基本的な計画等の重要施策を策定又は変更するときは、当該政策の理解を深めるため、議会に対し、資料等を提出し説明に努めることを規定したものです。

(解 説)

1 総合計画（基本構想及び基本計画）については、特別委員会を設置し、調査・審議を行うことを規定したものです。

2 政策等（計画・事業等）を策定又は変更するときは、※全員協議会（議員のみ）やその都度設置される特別委員会等において、資料等を提出し説明を求めることを規定したものです。主に、総合計画に基づく実施計画と自治基本条例第19条に規定するパブリック・コメント手続きの対象計画を説明してもらうことです。

※「全員協議会（議員のみ）」とは、議員間の連絡調整や協議報告事項の場であり、原則として各定例会の初日と最終日に開催する会議のことです。

※ 自治基本条例 第19条

パブリック・コメント手続きの対象となる基本的な政策等の策定は、次に掲げるとおりとする。

(1) 次に掲げる条例の制定又は改廃に係る案の策定

ア 基本的な制度を定める条例

- イ 町民等に義務を課し、又はその権利を制限する条例(金銭徴収に係る条項を除く。)
- (2) 基本構想及び町政全般若しくは個別行政分野に係る基本的な計画の策定又は改定
- (3) 町民等の利用に供する主要な施設の建設に係る基本的な計画(前号に規定するものを除く。)の策定又は改定のうち、町長が必要と認めるもの
- (4) その他町長が必要と認めるもの

(予算及び決算の審議等)

第 14 条 町長は、予算案及び決算の認定についての議案を提出するときは、審議の充実を図るため、資料を提出し、分かりやすい説明を行うよう努めるものとする。

【趣 旨】

本条は、予算・決算の審議等を明記し、予算書・予算の概要、決算書・決算説明書のほかに政策説明資料の提出、説明を規定したものです。

(解 説)

- 1 現在、提出されている予算書・予算の概要、決算書・決算説明書等の政策説明資料の提出、説明を規定したものです。

特に予算の概要、決算説明書等は、法による規定もなく、本町において町長等執行機関の協力により任意に行っているものを規定したものです。

第 5 章 議会及び議会事務局の体制整備等

(議員研修の充実)

第 15 条 議会は、議員の政策立案能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に努めるものとする。

- 2 議会は、議員研修の実施に当たっては、広く各分野の専門家、町民等から情報を得るものとする。

- 3 議会は、新たに議員になった者に対し、この条例の理念を浸透させるための研修を行うものとする。

【趣 旨】

本条は、議員の資質向上・政策形成能力の向上を図るため、議員研修の充実強化に関することを規定したものです。

(解 説)

- 1 議員の政策形成・立案能力の向上を目指すため、議員研修の充実強化を規定したものです。
- 2 議員研修の実施に当たっては、各分野の専門家・町民等（町民・各種団体）から課題・提案などの意見・情報を聴き、その意見・情報を参考にして議員研修を行うよう規定したものです。
- 3 議員の一般選挙後に初当選した議員（新議員）に対し、町側の新議員研修会とあわせて本条例の研修を行うことを規定したものです。

(議会事務局の体制整備等)

- 第 16 条 議長は、議会及び議員の政策立案能力の向上を図るため、議会事務局の調査、法務機能を積極的に強化するとともに、組織体制の整備に努めるものとする。
- 2 町長は、必要な予算の確保に努めることにより、前項の体制整備の実現に協力するものとする。

【趣 旨】

本条は、議会が従来の監視・評価機能に加え、政策提言機能を積極的に行うことに即応するため、議会事務局の体制整備に関することを規定したものです。

(解 説)

- 1 議長が議会事務局の体制整備（調査、法務機能の強化及び組織体制の整備）に努めるために規定したものです。
- 2 議会費の予算に関する規定であり、議会内部の努力だけでは達成しえない事項であることから、前項の体制整備を実現するため、町長に対し、二元代表制の趣旨を踏まえ、議会から要望のあった予算をできる限り確保（措置）していただくよう規定したものです。

(議会図書室の充実)

第 17 条 議会は、議員の調査研究に資するため、議会図書室の充実に努めるとともに、十分な管理及び活用をしなければならない。

【趣 旨】

本条は、議会図書室の十分な管理、活用について規定したものです。

(解 説)

- 1 本町の議会図書室は、図書及び資料を常に良好な状態で保管し、会議録や議会資料など議員の調査研究に必要な書籍等を整備することにより、議会の政策形成機能の充実、強化に活用することとしています。

第 6 章 議員の身分、待遇及び政務活動費

(議員定数及び議員報酬)

第 18 条 議員定数及び議員報酬に関しては、別に条例で定める。

- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、行財政改革の視点のほか、議員の責務と役割、町政の現状と課題、将来予測と展望、客観的な評価等を考慮するものとする。
- 3 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、法第 7 4 条第 1 項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、町民への説明責任を果たすため、改正理由の説明を付して原則として議員が議案を提出するものとする。

【趣 旨】

本条は、議員定数及び議員報酬に関することを規定したものです。

(解 説)

- 1 既に愛川町議会議員定数条例（平成 14 年 9 月 25 日条例第 19 号）及び愛川町議会議員の議員報酬、費用弁償及び期末手当に関する条例（昭和 31 年 12 月 12 日条例第 21 号）に定められていることから、当該条例に委ねるため規定したものです。
- 2 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、単なる財政的見地からではなく、愛川町が抱え

る課題や人口などの将来予測と展望、財政力や類似市町の議員定数・議員の責務・役割など将来を見据えるとともに、第三者機関等の客観的評価も考慮して改正するよう規定したものです。

- 3 議員定数及び議員報酬の改正に当たっては、法第74条第1項の規定による町民の直接請求があった場合を除き、町民に説明責任を果たすため、改正理由の説明を明記して原則、議員が提出することを規定したものです。

※地方自治法第74条第1項

普通地方公共団体の議会の議員及び長の選挙権を有する者は、政令の定めるところにより、その総数の五十分の一以上の者の連署をもって、その代表者から、普通地方公共団体の長に対し、条例(地方税の賦課徴収並びに分担金、使用料及び手数料の徴収に関するものを除く。)の制定又は改廃の請求をすることができる。

(政務活動費)

第19条 政務活動費の交付に関しては、議員による調査研究が確実に実行されるよう、愛川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年愛川町条例第23号)に基づき、会派又は会派に所属しない議員に対して交付するものとする。

- 2 政務活動費の交付を受けた会派又は議員は、公正性、透明性等の観点に立ち、議長に対して必要な書類を添付した収支報告書を提出するとともに、1年に1回以上、政務活動費による活動を町民に報告するものとする。

【趣 旨】

本条は、議員の調査研究のために必要な、政務活動費に関することを規定したものです。

(解 説)

- 1 愛川町議会政務活動費の交付に関する条例(平成18年3月28日条例第23号)に定められていることから、当該条例に委ねることを規定したものです。
- 2 政務活動費に基づく活動を行った場合において、議長に対し、金額にかかわらず、公正性・透明性の観点から必要な書類(主に領収書等)を添付した収支報告書を提出することを規定し、町民に対し政務活動費による活動(視察内容等)を1年に1回以上報告することを規定したものです。

第7章 補則

(検証及び見直し)

第20条 議会は、必要に応じてこの条例の目的が達成されているかを議会運営委員会において検証するものとする。

2 議会は、前項の検証の結果、改正の必要が認められるときは、適切な措置を講じなければならない。

3 議会は、この条例を改正する場合には、町民に対する説明責任を果たすため、本会議において改正の理由及び背景を詳しく説明しなければならない。

【趣 旨】

本条は、検証・見直しを明記し、今後町民の考え、社会情勢の変化等を勘案し、この条例の目的が達成されているか否かの検証義務を規定したものです。

(解 説)

1 本条例の目的が達成されているか否かの検証を義務付け、議会運営の調査を行う議会運営委員会で検証することを規定したものです。

※ ここでの、「必要に応じて」とは、原則、議員の一般選挙後として、4年に1回は検証することとしています。(前回、平成29年6月に検証及び見直しを行い改正しました。)

2 検証の結果を受け、条例改正等の適切な措置を講じなければならないことを規定したものです。

3 本条例を改正する場合には、町民に対し、説明責任を果たすために、改正理由と背景を説明することを規定したものです。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成23年7月1日から施行する。

(解 説)

この条例の施行期日を平成23年7月1日としています。

(愛川町自治基本条例の一部改正)

- 2 愛川町自治基本条例（平成 16 年愛川町条例第 1 号）の一部を次のように改正する。
第 6 条に次の 1 項を加える。
- 4 前 3 項に定めるもののほか、議会に関する基本的事項は、愛川町議会基本条例（平成 23 年愛川町条例第 8 号）で定める。

(解 説)

愛川町自治基本条例第 6 条（議会の責務）に 4 項として、「前 3 項に定めるもののほか、議会に関する基本的事項は、愛川町議会基本条例（平成 23 年愛川町条例第 8 号）で定める。」という条項を加えるものです。

附 則（平成 24 年 12 月 18 日条例第 20 号）抄

- 1 この条例は、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）附則第 1 条ただし書に規定する政令で定める日から施行する。

(解 説)

地方公共団体の議会及び長による適切な権限の行使を確保するとともに、住民自治の更なる充実を図るため、平成 24 年 9 月 5 日に地方自治法の一部が改正されたことに伴い、「政務調査費」の名称が「政務活動費」に変更されたことから、本条例に引用している文言を修正したもので、一部改正条例の施行日は改正法の施行日としたものです。

なお、町議会では、「愛川町議会政務調査費の交付に関する条例の一部を改正する条例」において、改正法施行前に交付された政務調査費については、従前の例によることとする経過措置を設けたため、「政務活動費」の適用は実務上、平成 25 年 4 月 1 日からとなります。

(注) 改正法附則第 1 条ただし書に規定する政令が平成 25 年 2 月 6 日に公布され、これにより改正法の施行日は平成 25 年 3 月 1 日とされました。

附 則（平成 29 年 6 月 14 日条例第 10 号）抄

1 この条例は、交付の日から施行する。

（解 説）

本条例第 20 条の規定に基づき、「議会運営委員会」及び「愛川町議会基本条例調査検討会」で検証及び見直しを行った結果、議員が自ら守るべき倫理基準を定め、これを明文化することにより、相互の信頼関係を形成する基盤とするため、議会運営における本町の最高規範である議会基本条例に「議員の政治倫理に関する事項」を新たに規定したもので、一部改正条例の施行日は公布の日としたものです。

※ 「愛川町議会基本条例調査検討会」とは、本条例について全議員で協議するため、平成 29 年 1 月 10 日に設置したものです。